



保険料、被保険者証についてお知らせします 後期高齢者医療制度

平成24年度後期高齢者医療保険料の保険料額が決まりましたので、7月中旬に保険料決定通知・納入通知書を郵送します。また、現金で納めていただく人には、納付書もあわせてお送りします。

■問い合わせ 保険課健康保険係 ☎0258

希望される場合は、各金融機関で口座振替の手続きを行って、各都市市民センターに申出書を提出してください。

◆**納付方法**
保険料の納付方法は、原則、年金からの天引き(特別徴収)になります。ただし、特別徴収の事由に該当しない人や、年度の途中で後期高齢者医療制度へ加入した人、他の市町村から転入した人は、納付書や口座振替(普通徴収)による納付となります。

◆**口座振替をご利用ください**
納付書による納付となっていない人は、便利な口座振替をご利用ください。

◆**被保険者証の更新について**
現在、お手元をお持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、平成24年7月31日までの予定です。7月中旬に、新しい被保険者証(薄い茶色)をお届けします。8月以降に医療機関などで受診される際には、必ず新しい被保険者証を窓口で提示してください。

◆**納付方法**

◆**医療費を大切に！**
皆さんが納める保険料は、病气やけがをしたときの医療費に充てられます。医療費が増えれば、給付の費用が増え、国民税の引き上げにつながります。

◆**税率等は据え置かれます**

◆**保険料の変更について**
平成24年度から後期高齢者医療制度の保険料が変更になります。保険料は、2年ごとに見直しが行われ、原則として県内均一となっております。また、保険料は「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」で定められています。

◆**医療費を大切に！**
皆さんが納める保険料は、病气やけがをしたときの医療費に充てられます。医療費が増えれば、給付の費用が増え、国民税の引き上げにつながります。

◆**被保険者証の更新について**

◆**医療費を大切に！**
皆さんが納める保険料は、病气やけがをしたときの医療費に充てられます。医療費が増えれば、給付の費用が増え、国民税の引き上げにつながります。

◆**保険料の決まり方**

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1人あたり} \\ \text{年間保険料} \\ \text{(限度額55万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{(45,000円)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(所得-33万円)} \\ \times \\ \text{所得割率(8.97\%)} \\ \hline \end{array}$$

◆**変更の内容**

	平成22・23年度	平成24・25年度
均等割額	44,000円	45,000円
所得割率	8.55%	8.97%
保険料の限度額	50万円	55万円

※1人当たりの保険料は、100円未満を切り捨てます。

◆**一部負担金の割合**

医療機関等の窓口で支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります。

所得区分	判定基準	一部負担金割合
現役並み所得者	住民税の課税所得額(各種控除後)が145万円以上ある人や、その被保険者と同じ世帯にいる被保険者	3割
一般	現役並み所得者、低所得者II、低所得者I以外の人	1割
低所得者II	世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者I以外の人)	
低所得者I	世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人および老齢福祉年金受給者	



日ごろから健康づくりに心掛けましょう 国民健康保険

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんが国民健康保険税を出し合い、必要な医療費に充てる相互助け合いの制度です。

■問い合わせ

保険税に関すること…税務課市民税係 ☎0214

医療費に関すること…保険課健康保険係 ☎0258

国保の加入・脱退に関すること…市民課戸籍住民係 ☎0252

◆**税額の計算は世帯ごとです**
国保税の税額は、世帯の加入者についてそれぞれの「所得割」「均等割」「平等割」の3つの合計で、世帯ごとに計算して、納税義務者である世帯主に課税されます。年度の途中で加入者数の異動があった場合は、月割りの計算になります。

◆**所得割**：加入者ごとの基礎控除後の平成23年中の総所得金額等に税率を乗じて算出

◆**均等割**：加入者1人当たりの年額に加入者数を乗じて算出

◆**平等割**：1世帯当たりの年額

◆**医療保険分および後期高齢者支援金分**：0歳から74歳が対象です。75歳になる場合は、誕生月の前月までを月割りで計算します。

◆**介護保険分**：40歳から64歳が対象です。40歳になる場合は誕生月から、65歳になる場合は誕生月の前月までを月割りで計算します。

平成24年度 国民健康保険税率等

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	8.1%	2.8%	1.9%
均等割額	2万2,000円	7,700円	9,000円
平等割額	1万5,000円	5,200円	4,600円
賦課限度額(年間)	51万円	14万円	12万円

◆**医療費を大切に！**
皆さんが納める保険料は、病气やけがをしたときの医療費に充てられます。医療費が増えれば、給付の費用が増え、国民税の引き上げにつながります。

◆**税率等は据え置かれます**

◆**高年齢受給者証更新のお知らせ**
国保に加入している70歳以上75歳未満の人に、新しい「国民健康保険高年齢受給者証」を7月下旬にお届けします。お手元に「高年齢受給者証」が届きましたら記載事項を確認し、8月1日から新しい高年齢受給者証を国民健康保険被保険者証と一緒に医療機関の窓口で提示してください。有効期限を過ぎた「高年齢受給者証」は、保険課または各地域局、各都市市民センターへ返却をお願いします。

◆**外来・入院時の医療費の支払いが軽減されます**
「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すれば、食事代の標準負担額が減額されたり、医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、経済的な負担を軽減することができます。現在、認定証をお持ちの人で、引き続き認定証が必要な

認定証の種類と内容

認定証の種類	負担軽減の内容	対象となる人
限度額適用認定証	医療費の窓口払いが自己負担限度額までで済みます	70歳未満の人
標準負担額減額認定証	食事代が減額されます	70歳未満で住民税が非課税世帯の人
限度額適用・標準負担額減額認定証	医療費の窓口払いが自己負担限度額までで済み、食事代が減額されます	70歳以上75歳未満で住民税が非課税世帯の人

※所得状況によって自己負担限度額が変わります。

場合は、更新の手続きを行ってください。
▽**申請場所**：保険課健康保険係、各都市市民センター
▽**申請に必要なもの**：印鑑、国民健康保険被保険者証